

左記 (一) 嘆願書
一 団体交渉権、確認ヲ望ム
二 解雇手當

- (1) 壹々年未満者ニ対シ日給百二十日分
- (2) 壹々年以上五々年未満ハ一ヶ月ヲ増ス毎二日給ノ
- (3) 六日分ノ割合ヲ以テ加算セラレタキ事
- (4) 五々年以上ハ魚翅限ニ一ヶ月ヲ増ス毎二日給ノ
- (5) 六日分ノ割合ヲ以テ加算セラレタキ事
- 但シ外ニ帰國旅費トシテ世帯者ニ対シ金五十円
- 並ニ独身者ニ対シ金三十円ヲ支給サレタキ事
- 尚又年齢満期者又之ニ準ム
- 三 自区、都合ニ依リ退職ノ場合ハ右ノ半額ヲ支給セ
- ラレタキ事
- 四 日給金壹円三十銭以下ノ職工ニ対シ金拾五円ヲ増
- 給セラレタキ事
- 五 今回ノ事件ニ対シ犠牲者ヲ出サレタキ事
- 六 希望條件、夜業ヲ全齊サレタキ事

七 回答期ハ六月十七日正午迄トス
右嘆願候也

大正十年六月十六日
住友製鋼所職工團
代表者

- 大矢有三 井上達吉
- 櫻文八 窪田嘉吉
- 山内鉄吉 山本弘道
- 富川善藏 續木徳太郎
- 橋本外之助

住友製鋼所御中